

汚等汚水 状態の汚染	項目	単位	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種類	3 設置される特定施設の種類の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号 酸又はアルカリによる表面処理施設																
													浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	mg/L	mg/L	mg/L	単位			通常の値	最大の値				
																				③	②	①			通常の値			最大の値
																									③	②	①	
		mg/L	m ³ /日	なし	二四時間	間欠	令七・一・一	令六・一二・三一	令六・一二・一三	直径二二インチ円形ワーク対応 一基	酸又はアルカリによる表面処理施設																	
		mg/L	m ³ /日	なし	二四時間	間欠	令七・一・一	令六・一二・三一	令六・一二・一三	直径二二インチ円形ワーク対応 一基	酸又はアルカリによる表面処理施設																	
の値 窒素含有量 mg/L ③ ② ① ③ 一四、〇〇〇 〇・九 一四、〇〇〇 一																												
りん含有量 mg/L ③ ② ① ③ 〇・〇四 〇・〇四 〇・〇一 〇・〇一																												
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/L ③ ② ① ③ 一六〇 〇・一 一二、〇〇〇 一二、〇〇〇																												
その他参考となるべき事項 ③ ② ① 産業廃棄物として外部委託処理 特定事業場内の排水処理設備で処理																												
4 変更しようとする特定施設の種類の種類 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十五号 酸又はアルカリによる表面処理施設 5 変更しようとする事項の内容 特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水等の処理の方法及び排水の量																												

6 変更しようとする特定施設の構造及び使用の方法

項目	生物化学的酸素要求量			水素イオン濃度			項目	汚水等の一日当たりの量			使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種別	区分			
	③	②	①	③	②	①		③	②	①										m ³ /日	単位	
通常	—	—	—	八・八	一〇・七	四・七	通常	九・七	〇・〇〇八六	〇・〇〇八六	なし	二四時間	間欠	既設	既設	既設	直径二三・六インチ円形ワーク対応	一基	酸又はアルカリによる表面処理施設	変更前	変更後	
最大	—	—	—	八・八	一〇・七	四・七	最大	二六・四	〇・〇〇八六	〇・〇〇八六	同上	同上	同上	—	—	—	同上	同上	同上	同上	変更前	変更後
通常	—	—	—	八・二～八・五	一〇・七	八・一～八・五	通常	九・七	〇・〇〇八六	〇・〇〇八六	同上	同上	同上	—	—	—	同上	同上	同上	同上	変更前	変更後
最大	—	—	—	八・八	一〇・七	八・八	最大	二六・四	〇・〇〇八六	〇・〇〇八六	同上	同上	同上	—	—	—	同上	同上	同上	同上	変更前	変更後

種	区	7 汚水等の処理の方法																		
		汚水等の汚染の状態の値																		
		化学的酸素要求量			浮遊物質量			窒素含有量			りん含有量			アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			ふっ素及びその化合物			
mg/L																				
類	分	③			②			①			③			②			①			
生物化学的処理	変更前	③	②	①	③	②	①	③	②	①	③	②	①	③	②	①	③	②	①	
	変更後	③	②	①	③	②	①	③	②	①	③	②	①	③	②	①	③	②	①	
同上	変更前	三六	一・三	六四、〇〇〇	四四	九、八〇〇	四・八	〇・〇一	〇・一五	〇・一六	四六	九、九〇〇	二、九〇〇	一	一	一	二五	一、四〇〇	三四	
	変更後	三六	一・三	三六	四四	九、八〇〇	四四	〇・〇一	〇・一五	〇・〇一	四六	九、九〇〇	四六	一	一	一	二五	一、四〇〇	二五	
	変更前	三六	一・三	六四、〇〇〇	四四	九、八〇〇	四・八	〇・〇一	〇・一五	〇・一六	四六	九、九〇〇	二、九〇〇	一	一	一	二五	一、四〇〇	三四	
	変更後	三六	一・三	三六	四四	九、八〇〇	四四	〇・〇一	〇・一五	〇・〇一	四六	九、九〇〇	四六	一	一	一	二五	一、四〇〇	二五	

汚水の汚染の状況の値					項目	単位	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要件寸法	構造	能力	処理方式
窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度			m ³ /日	単位										
二五	三〇〇	四〇	七〇	五・八 ～八・六	処理前	通常の値	一三三	処理前	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦六・八m×横一・〇m×高さ四・八m	コンクリート	一五m ³ /時	生物処理+凝集式沈殿
二五	一三	八	一〇	五・八 ～八・六	処理後		一三三	処理後										
三〇	四〇〇	五〇	一〇〇	五・八 ～八・六	処理前	最大の値	二九八	処理前	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三〇	一五	一三	一五	五・八 ～八・六	処理後		二九八	処理後										
二五	三〇〇	四〇	七〇	五・八 ～八・六	処理前	通常の値	三〇三	処理前	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二五	一三	八	一〇	五・八 ～八・六	処理後		三〇三	処理後										
三〇	四〇〇	五〇	一〇〇	五・八 ～八・六	処理前	最大の値	三六〇	処理前	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三〇	一五	一三	一五	五・八 ～八・六	処理後		三六〇	処理後										

令和六年十一月十五日

大分県報(告示)

五

令和六年十一月十五日

大分県報(告示)

六

りん含有量	大腸菌群数	アンモニア、アンモニアウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	ふっ素及びその化合物
mg/L	個/cm ³	mg/L	mg/L
三・五	三、〇〇〇	―	―
三・五	三、〇〇〇	五・八	〇・二
六	四、五〇〇	―	―
六	三、〇〇〇	一五・〇	〇・三
三・五	三、〇〇〇	―	―
三・五	三、〇〇〇	五・八	〇・二
六	四、五〇〇	―	―
六	三、〇〇〇	一五・〇	〇・三

種類	処理方式	能力	構造	主要寸法	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水の汚染状態の値				
											単位	m ³ /日		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
ダイキ浄化槽 FCF-B三型	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	三五〇人槽 六二m ³ /日	FRP製	縦二・五m×横二五・八m×高さ三・四m	既設	既設	既設	連続	二四時間	なし	通常の前	六二	処理前	一五〇	一	八	三、〇〇〇	
											通常の値		処理後	五	五	一	二〇	五
											最大の前	六二	処理前	一五〇	一	八	三、〇〇〇	
											最大の値		処理後	五	五	一	二〇	五

令和六年十一月十五日

大分県報（告示）

	汚水の等の汚染状態の値								一日当たりの排出水量		排水口名	区分	
	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質質量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目			単位
	〇・二未満	五・八	三、〇〇〇	三・五	二五	一三	八	一〇	五・八ゝ八・六	通常	通常	第一排水口	変更前
	〇・三	一五	三、〇〇〇	六	三〇	一五	一三	一五	五・八ゝ八・六	最大	最大		変更前
	〇・二未満	五・八	三、〇〇〇	三・五	二五	一三	八	一〇	五・八ゝ八・六	通常	通常	同上	変更後
	〇・三	一五	三、〇〇〇	六	三〇	一五	一三	一五	五・八ゝ八・六	最大	最大		変更後

一日当たりの排出水量	汚水の状況の値						項目	単位	一日当たりの排出水量	汚水の状況の値						項目	単位	一日当たりの排出水量	排出水口名
	大腸菌含有量	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量				水素イオン濃度	大腸菌含有量	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量				
通常							項目	m ³ /日	通常	六二						項目	m ³ /日	通常	第三排水口
最大							項目	m ³ /日	最大	六二						項目	m ³ /日	最大	

2 縦覧期間 令和六年十一月十五日から同年十二月六日まで

1 縦覧場所 縦覧期間 二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

その他参考となるべき事項 雨水排水口

令和六年十一月十五日

大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

大分県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和六年十一月十五日

解除予定保安林の所在場所
日田市天瀬町出口字曾田四一六二番一、四一六二番一七から四一六二番二一まで

保安林として指定された目的
水源の涵養

解除の理由
指定理由の消滅

大分県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

道路の種類及び路線名

大分県知事 佐藤 樹一郎

区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
	後	前			
白杵市大字板知屋字大寺浦一番三九から白杵市大字板知屋字水ヶ浦一八番四まで	A 一〇・〇 〜 六・七	B 三六・二 〜 九・七	メートル 一〇・〇 〜 六・七	メートル 五五七・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
白杵市大字板知屋字大寺浦一番三九から白杵市大字板知屋字	A 一〇・〇 〜 六・七	A 一〇・〇 〜 六・七	メートル 一〇・〇 〜 六・七	メートル 五五六・四	

大分県告示（告示） 九

水ヶ浦二一五番一〇
まで

B

三六・二
、九・七

五五七・七

○公

告

大分県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道臼杵津久見線	臼杵市大字板知屋字大寺浦一番三九から 臼杵市大字板知屋字水ヶ浦一一五番一〇まで	令六・一一・一五

大分県告示第五百十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のように指定する。

令和六年十一月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	指定する期日
県道大分臼杵線	大分市大字宮河内字関台四五一番五から 大分市大字宮河内字西五反畑四二九一番三まで	令六・一一・一五
県道大分港線	大分市住吉町一丁目一一四八番七から 大分市新川町二丁目一四三七番二まで	
県道佐伯津久見線	佐伯市鶴岡西町一丁目二三一番から 佐伯市大字上岡字角木二三八三番二まで	

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十一月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
非常用圧縮毛布 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県会計管理局用度管財課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和六年十月十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
有限会社日東商事 取締役 森 義和
北海道留萌市開運町三丁目五番一号
- 五 落札金額
三千三百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和六年九月六日

○監 査 公 表

監査委員公表第725号

令和六年二月十六日付け監査第836号の行政監査の結果に関する報告に基づき、大分県知事、大分県教育委員会教育長、大分県人事委員会委員長及び大分県公安委員会委員長から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和六年11月15日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通

1 令和5年度行政監査テーマ 「提案競技の実施状況について」	大分県監査委員 大分県監査委員 大分県監査委員	長 野 恭 子 森 誠 守 永 信 幸
2 令和5年度行政監査の結果に関する報告に基づく措置 (令和6年8月31日現在)		
(1) 概 要 「措置済」86件 (うち、改善事項77件、検討事項9件)		
(2) 措置の状況		

報告における項目	監査の結果 (要旨)	措置の内容及び監査対象所属
1 提案競技の採用 や実施方法について	(現 状) 提案競技の実施向に提案競技を採用した理由及びその効果の記載がないため、組織として提案競技実施の妥当性について検討された過程が不明である。 (改善事項1)	今後の提案競技の実施に当たっては、実施向に提案競技を採用する理由と期待される効果を明確に記載することとした。 (県立工科短期大学校、香々地青少年の家)
(1) 提案競技の採用理由 (改善事項)	(現 状) 公告時の仕様書において、過去に実施した事業の継続性や発展性を考慮して提案をしよう定めているにもかかわらず、募集要項等に過去の事業実施内容等を示していないため、事業の受託実績がある事業者が有利な状況になっている。 (改善事項2)	令和6年度の仕様書から過去
(2) 募集要項や仕様書等の作成 (改善事項)	(現 状) プロポーザル方式とコンペ方式の違いについて、「提案競技のてびき」の記載を具体例を交えた分かりやすい内容に見直すことや研修等を通じて周知徹底するなど、提案競技が効果的に実施されるよう工夫を検討されたい。 (検討事項1)	プロポーザル方式とコンペ方式の違いについて、具体例を示すなど「提案競技のてびき」の内容を分かりやすいように修正した。修正後の「提案競技のてびき」について、職員向けの電子県庁ポータルサイトの様式集に掲示するなど周知徹底を図った。また、契約をテーマとした専門研修を通じ、プロポーザル
(3) 関係各ニユール等の活用 (検討事項)	(現 状) 実施事業者を選ぶプロポーザル方式と企画を選ぶコンペ方式の区別について、明確に認識していない所属が多くみられた。 一方で、最も優れた提案者を選定するプロポーザル方式を採用しているにもかかわらず、「提案競技のてびき」の記述から、コンペ方式であると誤解している事例が確認された。 「提案競技のてびき」においてプロポーザル方式とコンペ方式の違いについての記述が公共工事をベースにした表現になっているため、ソフト事業の例についても記載することにより、実施方式の認識誤りが生じにくくなるのではいかとの意見もあった。 (検討事項1)	の受託実績がないと企画立案できないような内容を削除した。また、提案競技の募集の際に、県のホームページだけでなく、アイネスが運用している女性活躍応援ポータルサイトにも、本提案競技の公示内容を掲載した。 (土木建築企画課)

<p>2 提案競技における公平性、透明性及び競争性の確保について (1) 事業者の募集や選定手続（改善事項） (検討事項)</p>	<p>(現 状) 監査対象60所属のうち24所属（4割）で応募が1者にとどまっており、複数の企画提案を比較して最も優れたものを選定するという提案競技のメリットが活かされていない。 (検討事項2) 複数の応募者による競争を確保するため、「提案競技のてびき」において、業務内容に応じた十分な募集期間の設定や、周知方法の工夫を促す記載を追加するよう検討されたい。</p>	<p>方式とコンペ方式の具体的な手続等について職員の理解を深めるよう、引き続き取り組む。 (審査・指導室)</p>		<p>(現 状) 提案競技参加資格の確認に関する決裁が行われていないため、組織として参加資格の確認が適切に行われているかどうかが曖昧になっている。 (改善事項3) 提案競技の応募者が参加資格を満たしているかどうかについて</p>	<p>より多くの者が参加できるように、募集のスケジュールについて、業務内容に応じた企画案の作成期間を考慮し、設定する必要がある旨を「提案競技のてびき」に追記した。 また、参加者を一般に募る場合、募集要項の県ホームページへの掲載、県政掲示板への掲示や関係団体を通じての情報提供などにより、広く周知する旨に記載を改めた。 (審査・指導室)</p>	
		<p>は、事業の担当者による確認だけでなく、提案競技の実施前に参加資格確認の決裁手続を行うことにより、組織として確認した経緯を明確にすること。</p>		<p>(現 状) 審査票の評点が鉛筆書きされており、改ざんを防ぐ措置が不十分である。 (改善事項4) ボールペン等で審査結果を記入することについて、審査要領や審査票様式に明記すること。</p>	<p>上、提案競技の実施前に、参加資格確認の決裁手続を行うよう徹底した。 (電子自治体推進室【電子自治体推進課】、東部振興局、豊肥振興局、西部振興局、おおいた創生推進課、国保医療課、こども未来課、脱炭素社会推進室【環境政策課】、私学振興・青少年課【学事・私学振興課】、人権尊重・部落差別解消推進課、動物愛護センター、経営創造・金融課、新産業振興課、D推進課、先端技術挑戦課、雇用労働政策課【産業人材政策課】、観光局観光政策課、観光局観光誘致促進室、大分高等技術専門学校、地域農業振興課、新規就業・経営体支援課、森との共生推進室、審査・指導室、公務員課、学校安全・安心支援課、義務教育課、高校教育課)</p>	
		<p>今後は審査要領や審査票様式にボールペンでの記入を行う旨を明記することとした。 (県有財産経営室、国保医療課、脱炭素社会推進室【環境政策課】、食品・生活衛生課、防災局防災対策企画課、新産業振興室、観光局観光政策課、観光局観光誘致促進室、新規就業・経営体支援課、林産振興室、学校安全・安心支援課、九重青少年</p>				

	(現 状) 各審査委員の審査票の原本を保存していないため、審査結果集計表に転記された内容に誤り等がなく真に審査結果をまとめた内容であるか確認できない。 (改善事項 5) 提案競技の手続の透明性を確保するためには、審査過程における関係書類を確実に保存する必要があるので、今後は、各審査委員の審査票などの審査書類の保存を徹底すること。	年(家)
(2) 審査基準の設定 (改善事項) (検討事項)	(現 状) 審査に当たった際の最低基準を設けていないため、特に応募者が1者しかない場合に選定の妥当性、客観性が担保されない。 (検討事項 3) 最低基準を設定していない場合、低い評価点でも契約候補事業者に選定されるおそれがあることから、「提案競技のてびき」において、最低基準設定の必要性についての記事を追加するよう検討されたい。 (現 状) 審査基準自体を公表していない。 (改善事項 6) 提案競技の公平性及び透明性を確保するとともに、所属が求められる	「提案競技のてびき」に、評価基準について、審査の評価点が高い場合や、1者しか応募がなく、その者が県の仕様を満たさない場合などの対応についても考慮して最低基準を設定しておく必要性について、例を示して追記した。 (審査・指導室)
(3) 審査委員の選定 (改善事項) (検討事項)	(現 状) 審査の公平性及び透明性を確保するとともに、高度な専門知識等が必要な提案に係る審査を行うことには、外部審査委員を加えることが望ましいが、審査委員が県職員だけで構成されている。 (検討事項 4) 専門的な視点に基づく審査を実施するため、高度な知識や技術、経験を有する外部の有識者等を審査委員に加えることを検討された	(広報広聴課、健康づくり支援課【健康政策・感染症対策課】、生活環境企画課、新規就業・経営体支援課、香々地青少年の家、九重青少年の家、生活安全企画課、交通企画課)

令和六年十一月十五日

大分県報 (監査公表)

<p>い。</p> <p>外部審査委員から、提案競技応募者と利害関係がない旨の誓約書を徴していない。 (改善事項7)</p> <p>審査の公平性を確保するため、外部審査委員から提案競技の応募者と利害関係がない旨の誓約書を提出させること。</p>	<p>（人権尊重・部落差別解消推進課） 今後は高度な専門知識を要する提案等に係る審査を行う場合は、外部審査委員を加えることとする。 (電子自治体推進室【電子自治体推進課】、感染症対策課【健康政策・感染症対策課】、地域農業振興課、審査・指導室、教育デジタル改革室)</p>	<p>今後は外部審査委員から提案競技の応募者と利害関係がない旨の誓約書を提出させることとした。 (健康づくり支援課【健康政策・感染症対策課】、障害者社会参加推進室、うつくし作戦推進課【環境政策課】、脱炭素社会推進室【環境政策課】、自然保護推進室、DX推進課、商業・サービス業振興課、森との共生推進室)</p>	<p>(現 状) 外部審査委員の所属団体と応募者が利害関係(委託契約関係)にあったが、誓約書についての理解が不十分であったため、当該委員に審査を依頼した。 (改善事項8) 審査の公平性に疑義が生じることがないよう、外部審査委員の選定は慎重かつ適切に行うよう留意</p>
<p>3 事業の履行確認や効果の検証等について (1) 契約手続に係る適正な事務処理 (改善事項)</p>	<p>(現 状) プロボローガル方式において、企画提案内容を反映させず公募段階の大まかな仕様書をそのまま用いて契約を締結している。 (改善事項9)</p>	<p>企画提案内容の確実な履行を担保するため、契約締結に当たっては採用した企画提案内容を的確に反映させた仕様書を改めて作成すること。</p>	<p>就任依頼の際に説明するとともに、応募締切り後に利害関係を再度確認することを徹底した。 (先端技術挑戦課)</p>
<p>(注) 「措置の内容及び監査対象所屬」欄の【 】内は、令和6年4月1日組織改編後の所屬名である。</p>			